
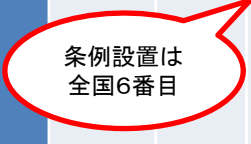


国・奈良県におけるがん対策の取組経緯

資料 5

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国	4月 がん対策基本法 施行					6月 第2期がん対策推進基本計画		4月 がん対策評価指標	6月 中間評価		10月 第3期がん対策推進基本計画					6月 中間評価	3月 第4期がん対策推進基本計画 閣議決定(予定)
県			10月 奈良県がん対策推進条例	11月 奈良県がん対策推進計画	3月 奈良県がん対策推進 アクションプラン	4月 医療政策部保健予防課がん対策係・ 健康福祉部健康づくり推進課新設	9月 奈良県がん対策推進議員連盟発足	3月 奈良県がん対策推進条例改正	3月 第2期奈良県がん対策推進計画	3月 中間評価とりまとめ	3月 第3期奈良県がん対策推進計画	4月 医療政策局疾病対策課がん対策係 組織改編			3月 中間評価とりまとめ	課題整理・検討	第4期奈良県がん対策推進計画作成(予定)
																	
																	
	奈良県がん対策推進計画					第2期					第3期						

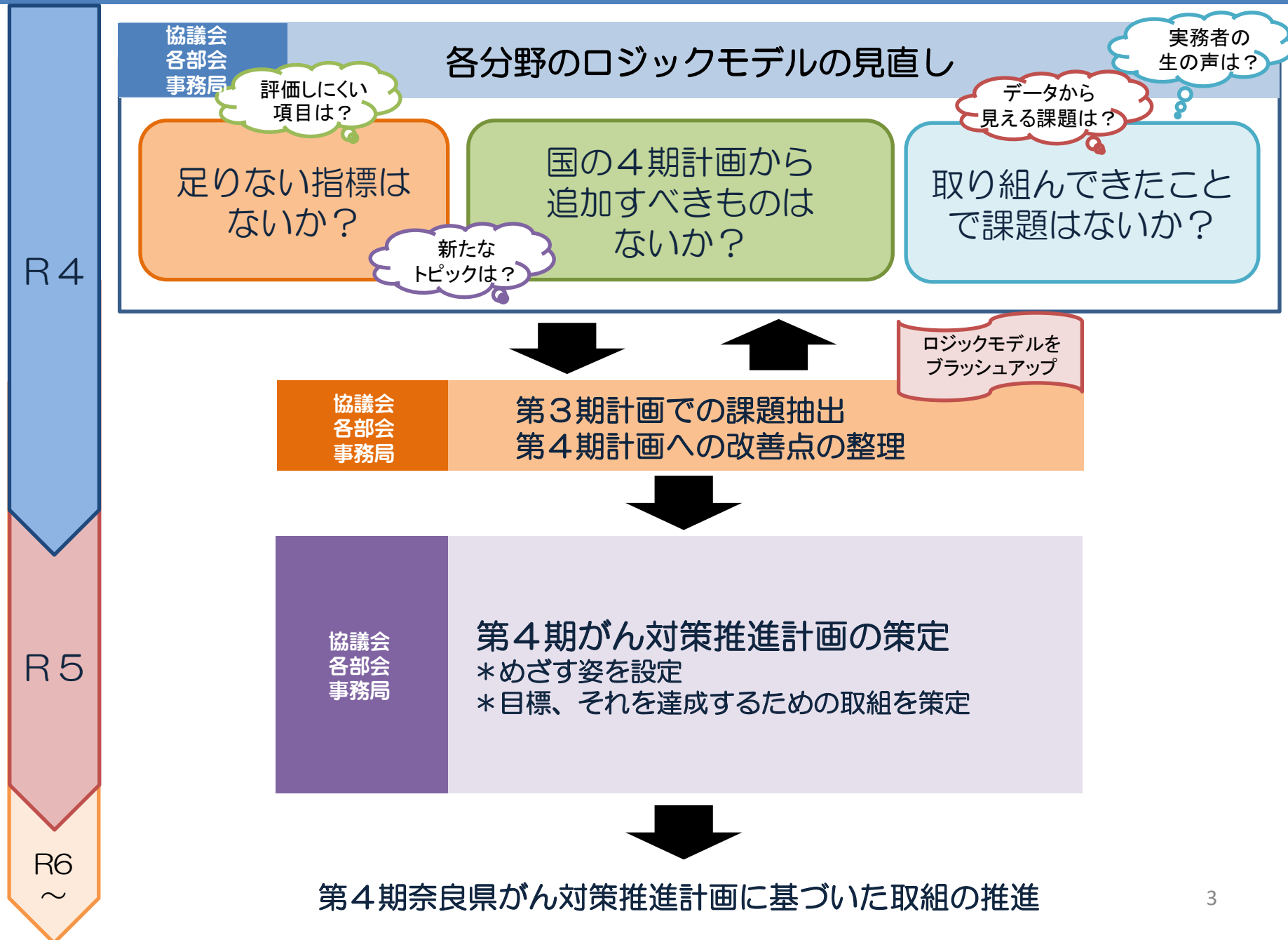
都道府県がん対策推進計画について(がん対策基本法第十二条)

都道府県は、がん対策推進計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下、「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、**少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。**

第3期計画最終評価～第4期計画策定に向けて



第4期計画策定までのスケジュール（案）

